

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽1-7-27

2. 指名停止措置期間

令和5年7月28日 から 令和5年9月7日 まで（6週間）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

鹿島道路（株）は、香川河川国道事務所が発注した「令和3年度 豊中観音寺拡幅上高野地区舗装工事」において、電線共同溝の管路据付を行ったが、電線管理者（管路使用者）より、通過試験において異物が確認されたとの報告を受け、調査した結果、確認できる範囲で管路に合計77個のビスが打ち込まれており、それらが管路内に突出していることが判明した。

5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第1第2号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、6週間とする。

<措置要領 別表第1>

措置要件	期間
<p>（過失による粗雑工事）</p> <p>2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）</p>	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061（代）

（定時以降は 087-811-8303）

総務部契約課長 半田 達也（内線2511）

総務部経理調達課長 岡本 隆章（内線6311）

○総務部契約課課長補佐 森崎 貴司（内線2512）